

令和3年12月第4回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 令和3年11月30日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男  
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

会 計 管 理 者	鈴 木 正 義
財 政 課 長	和 田 暢 祥
国 保 年 金 課 長	石 井 健 一
高 齡 者 福 祉 課 長	飛 田 雅 章
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	古 西 弘 一

・連絡員

総 務 部 参 事	片 岡 和 久
秘 書 広 報 課 長	田 中 和 彦
社 会 福 祉 課 長	堀 越 和 則
子 育 て 支 援 課 長	春 日 葉 子
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代
教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘
教育委員会参事(事)学校教育課長	鈴 木 浩 明

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	柿 沼 典 夫
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日 野 原 広 志
副 主 幹	須 賀 澤 勲
主 査	渋 谷 佳 子
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第9号

提案理由の説明

議案第8号から第9号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

日程第4 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

おはようございます。本日、令和3年12月第4回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は議案9件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから、令和3年12月第4回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、この定例会は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、11月22日までに受理した陳情4件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、9月、10月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項について、2件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は、配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届け出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、丸山わき子議員、京増藤江議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

## ○山口孝弘君

令和3年12月定例会の会期等を協議するため、去る11月22日及び本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

12月定例会に上程される案件は、議案9件でございます。

次に、一般質問の通告が個人15人からありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を、本日から12月21日までの2日間と協議決定いたしました。

この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申

上げてまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から12月21日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は22日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第9号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第9号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに令和3年12月第4回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

最初に、全国で猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症でございますが、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が9月30日をもって全都道府県で解除されました。国内における新規感染者数も落ち着いており、本市におきましても10月4日以降、新規感染者数は1人となっております。

これもコロナワクチンの接種が早期に実施できた効果でもございますが、何よりも市民の皆様が、これまでマスクの着用や3密の回避、手洗いなど、市民一丸となって感染予防対策に努めていただいたことが大きな要因であると考えており、この場をお借りいたしまして、皆様に感謝申し上げる次第でございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症との戦いは長丁場となってまいりますので、市民の皆様におかれましては、感染の再拡大を防ぐため、引き続き感染予防対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、3回目のコロナワクチン接種の実施も決定されており、市といたしましても、コロナワクチン対策チームを中心として、八街市医師会、歯科医師会のご協力をいただきながら、市民の皆様に対し、速やかに接種できるよう努めてまいります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックという大舞台に出場されまして、私たちに希望と大きな感動を与えていただきました植草歩選手、里見紗李奈選手のご活躍は皆さんの記憶に新しいと思いますが、植草選手、里見選手の健闘をたたえとともに、本市のスポーツ振興に寄与していただいたお二人の栄誉をたたえ、里見紗李奈選手には「八街市スポーツ栄誉賞」を、また、植草歩選手には「八街市スポーツ特別賞」をそれぞれ授与いたしましたことを、この場をお借りしてご報告させていただきます。今後におかれましても、両

選手のご活躍を期待しております。

最後に、飲酒運転根絶に向けた取組でございますが、6月に発生いたしました児童5人が死傷するという大変痛ましい事故を受け、本市では、市内のトラックを所有する運送関係の事業者等へ飲酒運転根絶に関するチラシを配布して、運転手の方はもとより、その雇用している方やご家族も含めてお願いをしております。

また、9月1日に「八街市飲酒運転根絶宣言」を宣言し、八街市全体での飲酒運転を「しない・させない・許さない」という飲酒運転根絶の機運の醸成を図り、佐倉警察署の協力を得ながらドライバーの交通マナーの向上に取り組んでおります。

千葉県警察本部におかれましても「飲酒運転取り締まりのプロジェクトチーム」を10月に発足させ、取締りを強化していただいておりますが、10月中に警告を含め計65人が摘発されております。田中俊恵千葉県警察本部長が会見でおっしゃっていたとおり「飲酒運転は故意」であります。これは過失ではなく、車を運転する人の意思で飲酒運転をゼロにすることができるのです。

この八街市において、飲酒運転が原因となる悲惨な事故が二度と起こることのないように、飲酒運転根絶に向けた市民の皆様のご協力を切に願うものでございます。

それでは、提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、条例の改正3件、令和3年度八街市一般会計補正予算2件、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算、令和3年度八街市水道事業会計補正予算の計9議案でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、八街市行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これは、社会経済環境の変化に鑑み、組織機構及び各種制度改正に対応した組織とするため、組織体制の見直しを行うものでございます。

議案第2号は、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、令和3年度に、千葉県において道路占用料の改正があったことに鑑み、これに合わせ、均衡と適正化を図るものでございます。

議案第3号は、令和3年度八街市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に3億7千3万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を237億4千825万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増などにより2億7千472万6千円の増、県支出金として、子どものための教育・保育給付交付金196万3千円の増、寄附金として、やちまた応援寄附金3千441万4千円の増、繰入金として、財政調整基金繰入金の減及び国民健康保険特別会計繰入金の増により91万7千円の減、諸収入として、

後期高齢者医療定率市町村負担金返還金の増などにより1千64万6千円の増、市債として、道路改良事業の増や事業費確定に伴う借入額の調整などにより4千920万円の増となっております。

歳出につきましては、議会費として、一般職人件費43万9千円の減、総務費として、来年度4月から予定している組織の見直しに必要な経費の増、応援寄附金によるまちづくり基金積立金の増、市制30周年記念に必要な経費の計上などにより4千379万7千円の増、民生費として、法改正に伴う児童手当システム改修費用の計上、国庫支出金返還金の計上などにより2千496万3千円の増、衛生費として、新型コロナウイルスワクチンの追加接種費用の増、上水道事業営業対策費補助金の増などにより3億7千614万8千円の増、農林水産業費として、一般職人件費127万円の減、商工費として、一般職人件費79万4千円の減、土木費として、事業費確定による減等により1千249万9千円の減、消防費として、一般職人件費125万2千円の減、教育費として、新型コロナウイルス感染症の影響による各種大会の中止に伴う減等により5千862万2千円の減となっております。

繰越明許費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費1件を設定するものでございます。

債務負担行為につきましては、業務委託に関するもの53件、物品等の賃借に関するもの8件、印刷業務に関するもの2件、その他5件の追加をするものでございます。

議案第4号は、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に9千964万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億6千465万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金として、財政安定化支援事業繰入金107万9千円の減、繰越金9千896万6千円の増、国庫支出金として、特定健康指導推進事業費補助金の計上により176万円の増となっております。

歳出につきましては、総務費として、国保団体連合会負担金の増などにより12万6千円の増、保険給付費として、高額療養費負担金6千848万円の増、国民健康保険費納付金として、医療給付費等の納付額確定に伴い1千120万3千円の増、諸支出金として、特定健康診査等負担金償還金の増、一般会計繰出金の増により1千983万8千円の増となっております。

債務負担行為につきましては、業務委託に関するもの1件を追加をするものでございます。

議案第5号は、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、債務負担行為につきまして、業務委託に関するもの1件を追加するものでございます。

議案第6号は、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的支出につきましては、既定の予算から36万8千円を減額し、総額を7億3千384万6千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算から35万7千円を減額し、総額を4億6千610

万9千円とするものでございます。

また、業務委託に関するもの4件について、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第7号は、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に5千540万9千円を追加し、総額を12億7千45万8千円とするものでございます。

収益的支出につきましては、既定の予算に212万6千円を追加し、総額を10億7千21万1千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算から42万7千円を減額し、総額を3億1千277万2千円とするものでございます。

また、業務委託に関するもの3件、その他1件について債務負担行為を設定するものでございます。

議案第8号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、本年の人事院勧告等に鑑み、一般職の令和3年12月以降の期末手当の引下げを行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第9号は、令和3年度八街市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に4億1千71万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を241億5千897万4千円とするものでございます。

内容につきましては、子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を支給するための、子育て世帯への臨時特別給付金事業費及び事務費を計上するものでございます。

歳入につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

以上、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木広美君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第8号及び議案第9号に対する質疑を行います。1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。それでは、質疑はありませんか。

#### ○新見 準君

おはようございます。議案第8号人事院勧告なので、反対はできないと。しかし、この人事院勧告、管理職は分かります。一時金を納めています。しかし、一般職の諸君、そして、特

に任期付職員、非正規の方々ですね。昨年でしたか、ボーナス一時金を支給云々と決めたのは。勘違いだったらごめんなさい。せっかくそういうふうには、非正規の方々に優遇しようとしている矢先に、このような一時金を減額するというのは、いかがなものかと考えます。

本来、この任期付職員の方々、立場的にも、そして働くにしても不安定な状態で働いております。こういう方をもっと優遇すべき、本来だったら優遇すべきだと、私は考えます。幾ら人事勧告とはいえ、一言、国に申し込みたい、市長。自治権をここで発揮していただきたい。私は、この第8号に関しては、賛成も反対もできません。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

質問はない。

○新見 準君

ごめんなさい。私の意見でございます。失礼しました。

○議長（鈴木広美君）

今の新見議員の質問に関しましては、議案第8号に関する意見ということでよろしいですね。

○新見 準君

はい、結構です。すみません。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はございませんか。

○丸山わき子君

それでは、議案8号からお伺いいたします。

人事委員会というのは、公務員の労働基本権を制限する代替措置として置かれた機関であり、本来ならば、公務員労働者の暮らしを守る、その立場に立たなければならないというふうに私は思います。

特に、新型コロナウイルス感染対策等の中で、公務員が市民の安全安心を確保するために、日々全力で職務にあたっていると。厳しい勤務環境の中で頑張っている公務員の一時金を減額することは、私は納得できません。

そこで質問をいたします。

人事院勧告では、公務員の月例給は、民間給与より0.03パーセント下回ったと。しかし、期末勤勉手当が0.15か月上回ったことから、期末勤勉手当を引き上げた分、引き上がった分を引き下げるというものですが、八街市では、一番多い職員は、年間どのくらいの削減となるのか、また、平均するとどのくらいの削減となるのか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

今回の引下げに伴いまして、一番最大の影響は、やはり8級の職員でございまして、約8万5千円の影響額となります。それから、全職員1級から8級全てでならしますと、約5万2千円の減額ということになります。

○丸山わき子君

この人事院勧告の引下げに関しましては、2年連続ということになるわけなんですけれども、この改定によって、この2年間の影響額、どのくらいと見ているのでしょうか。

**○総務部長（會嶋禎人君）**

今回の分で、全体で約3千3百万程度の額が影響しております。それで、昨年が0.05か月ですので、約3分の1程度の影響ということになりますから、2か年度で4千5百万程度ではないかと思えます。

**○丸山わき子君**

2年連続の引下げで、その影響額の総額は4千5百万だということなんです、今回のこの引下げに関して、八街市の公務員の生活の水準について把握されたのかどうか。それで、人事院勧告を受け入れようとしているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

**○総務部長（會嶋禎人君）**

今回、この改定を行うのにあたりまして、具体的にこうこうという形で分析は、正直、しておりません。それで、今回、この決断の内容としましては、やはり先ほど議員さんがおっしゃっていたとおり、私たち職員は、今回、特に、昨年からの台風、それからコロナというところで、サービスを低下させることなく、一生懸命仕事に携わってまいりました。そういったところから、少し大きな意味で、少し猶予をいただけないかというのが本当のところだと思います。

それで、実際、我々地方公務員が給料を下げましたといったところで、民間の方々のボーナス、給料が上がるのかと言えば、それもそうでもないのかなということもあります。とは言え、やはり今回、八街市に限らず、公務員というところの立場もありますし、人事院というところが、これは、鶏と卵になってしまうかもしれませんけども、民間の月給、それから前年冬、今年の夏のボーナスを調査した上で比較するということで、人事院は決定をされておりますので、その結果から見ますと、やはり公務員はちょっと高いというような結論が出た結果ではありますので、この辺は、正直私の個人的な気持ちでは、致し方ないというところで、ご了解いただけないかというふうには考えます。

**○丸山わき子君**

本当に、職員の方に答えていただくこと自体が、本当に矛盾しているなど。本来なら市長かな、なんて思ったりもするんですが。

今、生活水準については調査できませんでした、しませんということなんです、千葉県の人事院では、給与に関する報告資料というのを付けていますね。それを見ておきますと、昨年、これは八街ではなくて、千葉市なんですけれども、3人世帯で生活するのに必要な経費、標準の生活費は20万610円だということなんです。だったと。今年4月は、24万5千200円、4万4千590円、22パーセントも引き上がっているわけですね。生活に必要なお金、引き上がっているんです。生活費は右肩上がりなんです。ところが、生活を維持する給与というのは、2年連続の右肩下がりということですね。職員は生活水準の低下を余儀なくされているということになるわけです。

だから、本当に残念ながら、八街市の職員の生活状況、生活がどのくらいかかっているのかというのは調査できていませんが、一般的に人勤が千葉市を掲げています。そういった点では、なかなか公務員の生活も大変になっているんじゃないかというふうに、私は理解しております。

このコロナ禍で公務員の賃金を引き下げれば、地域事業所における賃金引下げ、これも影響する。当然影響するというふうに、私、判断いたします。今回の引下げは、コロナ禍で疲弊している地域経済への影響というのを大変危惧するところなんです、その影響について、先ほどは、ちょっとはつきり分からなかったんですが、地域経済に対する影響というのほどんなふうにお考えでしょうか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

この地域経済に対する影響についても、具体的に、例えば、去年はどうなったのかとかという分析はしてございませんが、これも感覚論でしか私もちょっと答えられないんですけども、数年前といいますか、本当に感覚論で申し訳ないんですけども、やはり、夜、食事に出かけたりなんかしたときのことを考えたとして、やはり職員同士で会ったことがあったりだとか、そういったことがあるということであれば、我々職員が町の中でいろんな経済活動の影響は大きくされているというところも当然あると思います。

また、いろんな大型店などに行ったときも、やはり職員とは出会う機会も結構ありますので、そういった意味からいたしますと、八街市内だけに限らず、ほかのところへ行ったときも、そういったことがありますから、やはり公務員の我々職員が影響を及ぼすというところは、少なからずはあるとは考えてはおりますが、ただ、たかが300人、市内の職員が、職員はたしか500人、600人ぐらいいまして、おおむね半分ぐらいは市内の職員というふうに認識しておるんですが、たかが300人、されど300人というところになるかと思っておりますので、やはり私たちが多少動き回るといふか、経済活動に寄与することをしていけば、当然、八街市もだんだん元気になっていくのではないかというようなところは考えてはおります。

#### ○丸山わき子君

やはり地域経済にも、大きな影響を及ぼすと私も感じております。

今年の国の骨太方針では、賃金を通じた経済の底上げ、これをうたっているわけなんです。先日、経済産業大臣も経団連に対して、「賃上げの好循環の実現に向けて主導的な役割を發揮することを期待したい」ということで、賃上げ要請をしているわけです。こうした中で、この給与のマイナス改定、公務員のマイナス改定。これは流れに逆行するものだと私は感じております。

こういった立場から、期末手当の引下げを受け入れて、人勤の勧告を受け入れていくというのは、私は大変問題であると。人勤とも国ともがもう、本当にねじれちゃっているわけですね。そういう中では、人勤に対して、きちんとこれは意見を言っていくべきではないかなというふうに思います。

それと、次に、8号議案について。

○議長（鈴木広美君）

9号議案ですか。

○丸山わき子君

すみません、9号議案です。9号議案について、若干お伺いいたします。

これは、子育て世帯の臨時特別給付事業についてなんですけれども、先ほども若干説明をいただいたところなんですけど、これは受給世帯についてなんですけれども、これは何世帯になるのか。また、受給者については、18歳以上の子どもの何割を占めるのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

世帯数につきましては、3千742世帯を想定しております。それから、今ご質問のございました、対象となる高校生の割合というものにつきましては、大変申し訳ありません、ちょっと算出しておりません。

○丸山わき子君

分かりました。

それで、16歳から18歳への対応なんですけど、752名が対象になってくるのではないかとということで数字が挙がっているわけなんですけれども、事務費の方としては、児童手当を受けていない子どもたちを対象にしなければならないということで、大変事務的にも大変ではないかと思うんですが、事務費として、周知チラシを作りますというようなことなんですけど、この周知チラシというのはどういう方法で配付されるのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

そのチラシにつきましては、対象者の方へ郵送を考えております。

○丸山わき子君

そうしますと、752名という、その対象者は、全ての方になるとは限らないわけでしょう。こちら側はこうだと考えていても、実際には違ってくる場合もあるわけですよ。ですから、より多くの市民の皆さんに、子育てをしている世帯にこの周知をしなければならないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどんなふうにお考えなんですか。

○市民部長（吉田正明君）

当然、広報等々で周知の方もいたしますし、窓口の方でもそのチラシの方は配布をしまして、周知の方には努めてまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

大変、この16歳から18歳の支給に関しては、ネックになってくるかなというふうに思いますので、徹底した周知をお願いしたいというふうに思います。

今回は5万円の給付ということで、また、後の10万円のうち、後の5万円はクーポンというふうなことで、今、国の方でもいろいろもめているようなんですけれども、これ、各自自治体の判断で現金に切り替えることができるというふうに聞いておりますが、八街市はこれど

んなふうにお考えなんですか。

**○市民部長（吉田正明君）**

残りの5万円の分については、クーポン、市町村の都合で現金でもというお話が出ていますけれども、細かい詳細については、まだ現時点では、国の方から来ておりませんので、その辺の内容を見た上で、本市において、そのクーポンでいくのか、あるいは現金でいくのかということについては、国の正式な通知を待ってから、早急に検討したいというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

入学時期のご家庭の状況からいけば、いろいろと現金の方がいいのかなというのを感じられるわけなので、煩雑なクーポン券事業に取り組むのかどうかというの、大変私も疑問を感じるところなので、ぜひともご家庭の要請、要望をしっかりと受け止めていただいて、対応していただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、今回は、子育て世帯への臨時特別給付金なんですが、住民税非課税世帯の給付についても追って来るのではないかとというふうに思いますが、その辺については、どのような、今、状況なんですか。

**○市民部長（吉田正明君）**

それにつきましては、準備ができ次第、この議会の方に補正予算という形で提案の方をさせていただきますというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

これは年内支給という対応でよろしいですか。

**○市民部長（吉田正明君）**

そちらの分につきましては、年内の支給というのは、ちょっと難しいかなと思っております。ただ、なるべく早い段階で、対象の方の方には支給できるように、準備の方を進めてまいります。

**○丸山わき子君**

今年は、灯油が大変高いということで、市民の皆さんから、本当に困ったという声をたくさん聞いております。ですから、万々が一、この給付が間に合わなければ、せめて非課税世帯のお宅には、灯油がきちんと買える、暖かい冬を迎えて生活できる、そういう対策はぜひ取っていただきたいと、このことを申し上げまして、質問を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はございませんか。

**○京増藤江君**

それでは、議案第9号について、若干お伺いいたします。特に、高校生の年代、義務教育を終えて、高校を卒業するまでの年代の児童についてお伺いしたいと思います。

この説明には、申請が必要な方は、4月以降、申請時、高校生、公務員等となっております。高校生は申請ができるということなんですけれど、その高校生の年代であっても、働いてい

ない児童もおられると思うんですけども、この点については、どのような対応をされるのか、全く対応されないのか、どちらなのかお伺いします。

**○市民部長（吉田正明君）**

その対象児童が、高校生あるいは高校生と同等の年齢ということで、その高校生の方に当然収入がある、なしとかということについては、その対象云々ということには関係ありませんから、あくまでも、その保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額かどうかということ判断しますので、いわゆる対象児童と考えることにすれば、高校生、あるいはそれと同等の年齢の方は全て対象ということで考えます。

**○京増藤江君**

となりますと、高校生ではなくても、児童の年齢であれば、ちゃんとお知らせも行く、通知も行くという、その理解でよろしいですか。

**○議長（鈴木広美君）**

しばらくお待ちください。

**○市民部長（吉田正明君）**

対象となる方につきましては漏れなく通知が行くように、うちの方で検討してまいります。

**○京増藤江君**

高校生ではないという、高校生でない、お家にいらっしゃるという、そういう児童はどのぐらいおられるのか、分かりますか。

**○市民部長（吉田正明君）**

先ほど丸山議員のご質問にもございましたように、高校生が、その高校生の相当年齢層のどれぐらいにあたるのかといったところの割合については、特に算出しておりませんので、現在の高校生が高校生相当年齢の何パーセントにあたるかということにつきましては、大変申し訳ありませんが承知をしておりません。

**○京増藤江君**

高校生と同等の年齢の児童にもちゃんと支給をされるということで検討されているということで、ぜひよろしく願いいたします。

**○議長（鈴木広美君）**

よろしいですね。

**○京増藤江君**

はい。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑がなければ、これで議案第8号及び議案第9号の質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に議案第8号についての討論を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、議案第8号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

この条例の一部の改正は、人事院勧告に従い、民間の支給割合は4.32か月に対し、公務員は4.45か月で、0.13か月上回っているとし、月例給の改定は見送ったものの、期末手当、一時金を一般職員0.15か月分、任期付職員0.10か月分を引き下げるというものであり、到底賛成できません。

その理由として、期末手当の引下げは、昨年につき2年連続となり、職員の生活水準を一層引き下げることとなります。標準生計費について、人事委員会の給与に関する報告資料では、今年4月では24万5千200円となり、4万4千590円、22パーセントも引き上がっています。生活費は右肩上がりの方で、生活を維持する給与は、2年連続の右肩下がりとなっています。こうした実態がありながら、また八街市職員の生活実態の把握がないまま、マイナス改正の人事院勧告を受け入れるわけにはいきません。

2点目に、一昨年台風災害の救済、復興、新型コロナと、連続的な災害級レベルの対応に全庁一丸となり、懸命に働き続ける職員に対し、あまりにも冷たい仕打ちとも言える給与のマイナス改定は、容認できるものではありません。

3点目に、給与のマイナス改定は、民間にも影響を与え、消費を冷え込ませ、地域経済を一層落ち込ませることとなります。11月15日、内閣府が発表した今年7月から9月の国内総生産GDP速報値は、年率換算で3パーセントの下落となり、マイナス成長は、1月から3月期以来の2期ぶりとなります。最大の要因は、GDPの半分以上を占める個人消費の落ち込みです。7月から9月期は、コロナ禍の第5波の感染が猛威を振るい、緊急事態宣言が発令された時期と重なります。

今年の国の骨太方針では、賃上げを通じた経済の底上げがうたわれており、先日、経済産業大臣も、経団連に対し、「賃上げの好循環の実現に向け、主導的な役割を發揮することを期待したい」と、賃上げの要請を行いました。今回の給与のマイナス改定は、この流れに逆行するものと言わざるを得ません。今やるべきは、給与の減額ではなく、家計を応援し、懐を暖め、個人消費を喚起する政策に切り替えることではないでしょうか。

以上の立場から、市職員の期末手当引下げ改定に反対するものであります。

**○議長（鈴木広美君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第8号の討論を終了いたします。  
次に、議案第9号についての討論を許します。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第9号の討論を終了いたします。  
これから採決を行います。  
最初に議案第8号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。  
この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第8号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第9号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。  
この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。  
日程第4、休会の件を議題といたします。  
明日12月1日から12月2日までの2日間を、議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日12月1日から12月2日までの2日間、休会することに決定いたしました。  
本日の日程は全て終了しました。  
本日の会議はこれで終了いたします。  
12月3日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。  
議員の皆様申し上げます。12月10日に議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は、12月7日、午後1時まで、通告書を提出するようお願いいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案について、質疑を避けるようお願いいたします。  
この後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。  
ご苦労さまでした。

（散会 午前10時54分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程

議案第1号から議案第9号

提案理由の説明

議案第8号から第9号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

4. 休会の件

.....

議案第1号 八街市行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 令和3年度八街市一般会計補正予算について

議案第4号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第5号 令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第6号 令和3年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第7号 令和3年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第8号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 令和3年度八街市一般会計補正予算について